

厚木市立森の里中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための基本的な考え方

(1)いじめの定義・いじめに対する基本認識・いじめ防止等に向けた基本理念についての考え

○いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項では、「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定められています。

なお、いじめの防止等のための基本的な方針には、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた子どもの立場に立つて行うこと、と示されています。

○いじめに対する基本方針

いじめ防止対策推進法第1条には、いじめは、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである」と示されているとおり、いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう絶対に許されない人権侵害行為です。また、国の基本方針の示すとおり、いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりえるものです。

○いじめ防止に向けた基本理念

いじめ防止等の対策は、いじめをしない、させないという「未然防止」の観点と、いじめに限らず困っている子どもを見逃さないという「早期発見」の観点、そして、その事実に対して、関係する全ての子どもの成長につなぐ視点を持った「適切な対処」の3つの観点から考えることが必要です。

(2)いじめ防止等のために大切にしたいこと

○生徒に関すること

- ①いじめに向かわない生徒を育てるために、人権教育や道徳教育、生徒の主体的な活動を含む体験的な活動の充実を図る。
- ②生徒がいじめの問題を正面から考えられるように、生徒がいじめについて知り、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え議論するなどの取り組みを段階的に設定し、系統的に進める。

○教職員に関すること

- ①教職員は、いじめが疑われる場面を認知した場合には、一人でその情報を抱え込むことなく、生徒指導を分掌とする教職員を中心とした組織で対応を協議し、解決及び未然防止に努める。
- ②教職員は、定期的なアンケート調査や教育相談を充実させ、不安や悩みを相談できる効果的な場面を設定する。
- ③教職員は、いじめ等の事案に対して常に情報共有を図り、必要に応じて教育委員会、警察、児童相談所等の外部機関と連携し、諸問題の解決に努める。

○家庭・地域社会に関すること

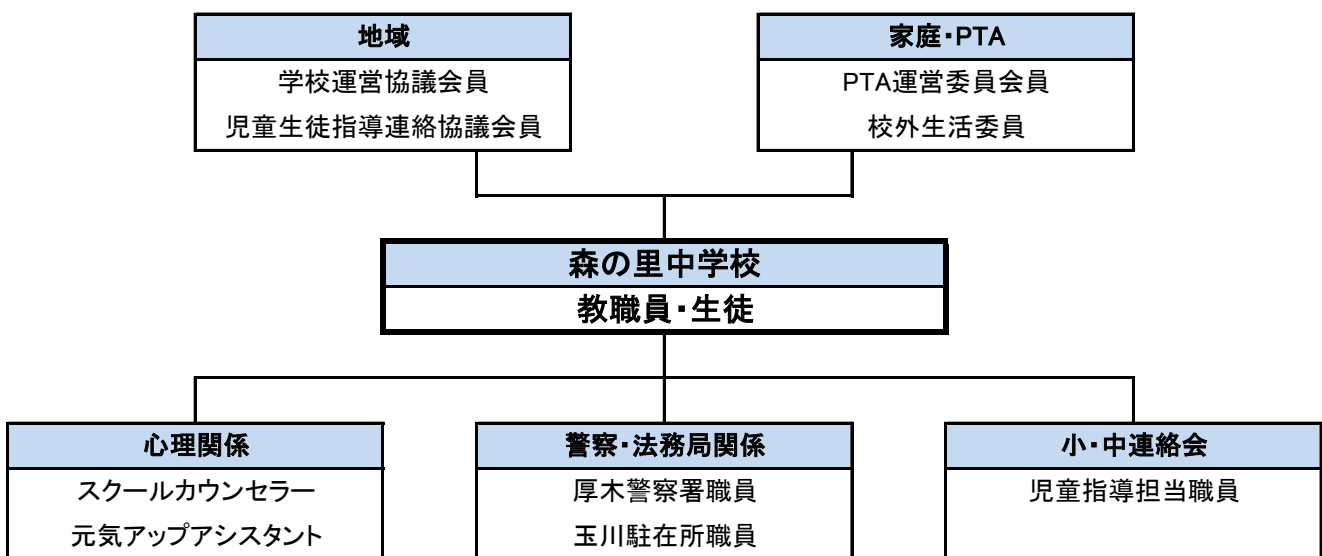
- ①コミュニティ・スクール制度を活用し、生徒の基本的な生活習慣や社会性の育成について、PTAや保護者と課題を共有し、諸問題の解決を図る。
- ②地域における諸活動に参加することで得られる自己有用感を尊重し、生徒一人ひとりが地域の一員として活躍できる取り組みを推進する。

2 学校の具体的な取り組み

(1) 取組年間計画

月	未然防止関連	早期発見関連	その他
4	生徒指導研修会	教育相談週間 学校生活アンケート	
5		第1回中学校区児童生徒指導連絡協議会 学校生活アンケート	家庭訪問
6	第1回小中連絡会 巡回訪問相談	学校生活アンケート	1年校外班別活動
7	ケータイ安全教室 スクールサポーター講演会	第2回中学校区児童生徒指導連絡協議会	三者面談
8	夏季生徒指導研修会		
9		第3回中学校区児童生徒指導連絡協議会 学校生活アンケート、教育相談週間	
10		学校生活アンケート	小中授業研究会
11		学校生活アンケート 無記名式いじめアンケート	
12	生徒会活動(ハートウォーミングキャンペーン)	第4回中学校区児童生徒指導連絡協議会 YP	三者面談 人権作文放送
1		学校生活アンケート 教育相談週間	
2		学校生活アンケート	
3	第2回小中連絡会		

(2) 厚木市立森の里中学校いじめ対策組織



(3) 未然防止のための取組

- 集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認めあえる学級経営に努める。
- 学校行事を充実させ、生徒に活躍の場を与え、自己有用感を味わわせる。
- 「分かりやすい授業」を心がけ、生徒が主体的に取り組む授業づくりを目指す。

- いじめに関する職員研修を実施し、指導力の向上を図る。
- 小学校や外部機関との連携を密にし、情報交換や指導体制の充実を図る。
- 生徒自らが、いじめに対する意識を高められるような自治的諸活動を中心に進める。

(4) 早期発見のための取組

- 職員会議では毎回生徒情報交換を行い、複数の職員が生徒の諸問題に対応できるよう努める。
- SCと元気アップアシスタントによる相談活動を通じ、多様な生徒の相談ニーズに対応する。
- 生徒の声を直接教師が得られるよう、各学期に教育相談週間を設け、教育相談を実施する。
- 年間を通じて学校生活アンケート等を実施し、生徒の心の変化を定期的に読み取る。
- 森の里中学校いじめ対策組織での定期的な情報交換や、PTAによる校外活動を通じ、学区内の生徒情報を得られる体制を整える。

(5) 適切な対処のための取組

- 未然防止や早期発見に関する取組の中で気になる事案があったときには、迅速かつ組織的に本人や関係生徒と事実確認を行い対応する。
- 被害生徒の訴えを受け、組織的に指導方針を検討し、保護者に連絡する。
- 加害生徒についても、行為の間違えについては毅然と指導し、保護者連絡し支援を依頼する。
- 継続的な支援が必要な場合には、保護者と相談の上、関係機関等との連携を検討し実施する。
- 犯罪行為と考えられる重大ないじめの事案に対しては、警察との連携を視野に入れ対応する。

(6) 重大事態への対処

- 重大事案発生時には速やかに教育委員会に報告し、指導について相談する。
- 森の里中学校いじめ対策組織を緊急に編成し、「調査組織」の構成員を決定する。
- 「調査組織」は迅速に事実確認をし、適宜被害保護者に情報提供を行う。